

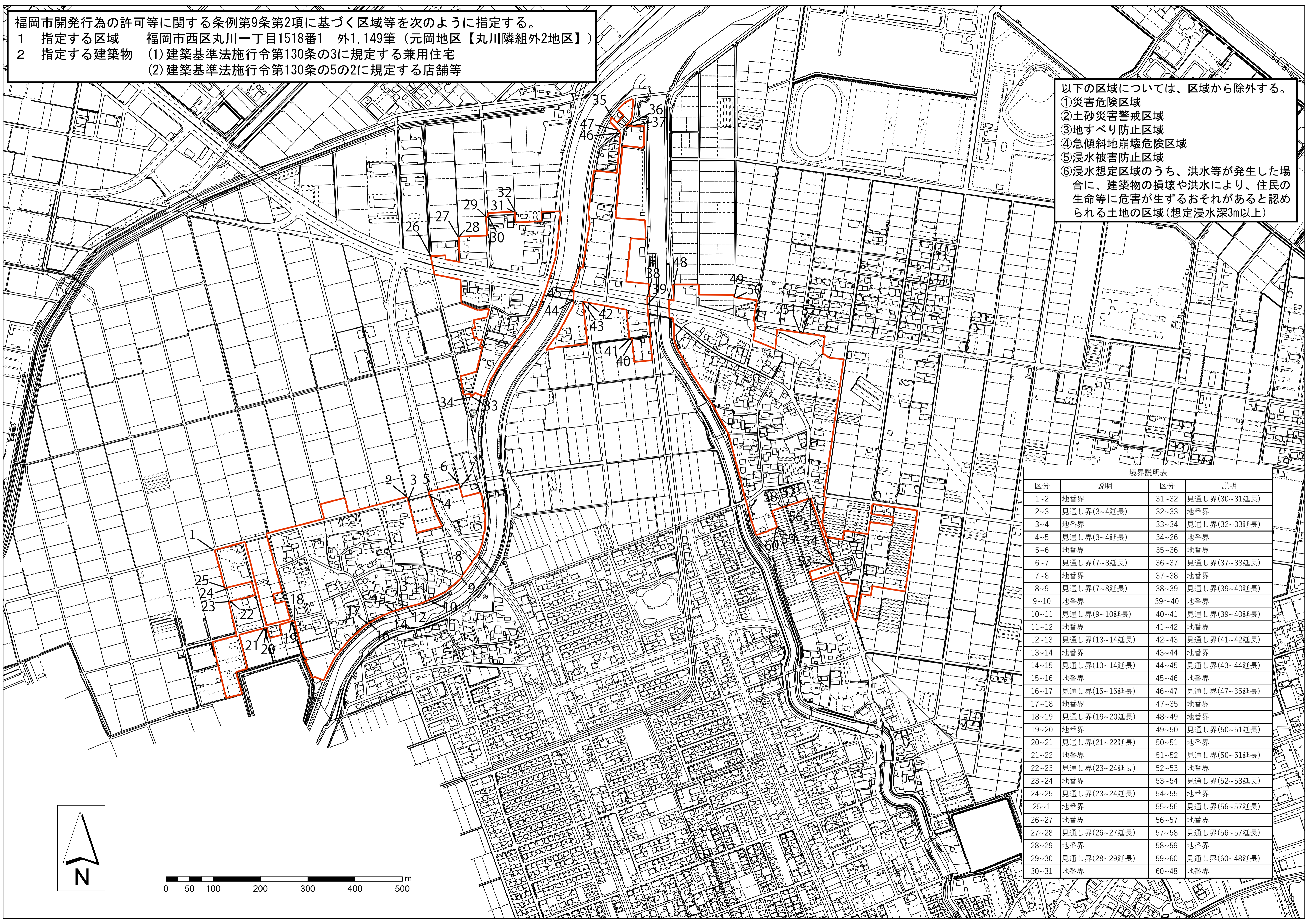
福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。

1 指定する区域 福岡市西区丸川一丁目1518番1 外1,149筆（元岡地区【丸川隣組外2地区】）

2 指定する建築物 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅  
(2) 建築基準法施行令第130条の5の2に規定する店舗等

以下の区域については、区域から除外する。

① 災害危険区域  
② 土砂災害警戒区域  
③ 地すべり防止区域  
④ 急傾斜地崩壊危険区域  
⑤ 浸水被害防止区域  
⑥ 浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や洪水により、住民の生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（想定浸水深3m以上）



境界説明表

区分	説明	区分	説明
1~2	地番界	31~32	見通し界(30~31延長)
2~3	見通し界(3~4延長)	32~33	地番界
3~4	地番界	33~34	見通し界(32~33延長)
4~5	見通し界(3~4延長)	34~26	地番界
5~6	地番界	35~36	地番界
6~7	見通し界(7~8延長)	36~37	見通し界(37~38延長)
7~8	地番界	37~38	地番界
8~9	見通し界(7~8延長)	38~39	見通し界(39~40延長)
9~10	地番界	39~40	地番界
10~11	見通し界(9~10延長)	40~41	見通し界(39~40延長)
11~12	地番界	41~42	地番界
12~13	見通し界(13~14延長)	42~43	見通し界(41~42延長)
13~14	地番界	43~44	地番界
14~15	見通し界(13~14延長)	44~45	見通し界(43~44延長)
15~16	地番界	45~46	地番界
16~17	見通し界(15~16延長)	46~47	見通し界(47~35延長)
17~18	地番界	47~35	地番界
18~19	見通し界(19~20延長)	48~49	地番界
19~20	地番界	49~50	見通し界(50~51延長)
20~21	見通し界(21~22延長)	50~51	地番界
21~22	地番界	51~52	見通し界(50~51延長)
22~23	見通し界(23~24延長)	52~53	地番界
23~24	地番界	53~54	見通し界(52~53延長)
24~25	見通し界(23~24延長)	54~55	地番界
25~1	地番界	55~56	見通し界(56~57延長)
26~27	地番界	56~57	地番界
27~28	見通し界(26~27延長)	57~58	見通し界(56~57延長)
28~29	地番界	58~59	地番界
29~30	見通し界(28~29延長)	59~60	見通し界(60~48延長)
30~31	地番界	60~48	地番界

